

令和元年版

南三陸町環境白書

南三陸町

目 次

第1	はじめに	2
第2	南三陸町の概況	2
第3	南三陸町環境基本計画	5
第4	平成30年度における環境施策の展開	8
	1. 自然環境	8
	基本目標 自然環境保全・再生とその継続及び調和	
	1-1 森林環境の保全	
	1-2 農地の保全と活用	
	1-3 資源管理型漁業の推進	
	1-4 漁場環境の保全	
	1-5 環境保全と調和した土地利用の推進	
	2. 生活環境	11
	基本目標 復興の先を見据えた生活環境の充実	
	2-1 河川・海域環境の保全	
	2-2 公衆衛生活動の推進	
	3. 循環型社会	16
	基本目標 循環型社会の構築	
	3-1 資源循環型社会形成の推進	
	3-2 廃棄物等の効率的・適正な処理の推進	
	3-3 ごみ処理施設の整備・検討	
	4. 温暖化対策	19
	基本目標 次世代に向けたエコタウンの構築	
	4-1 地球温暖化対策の推進	
	4-2 省エネルギー・再生可能エネルギーの普及	
	5. 環境教育・人材育成	20
	基本目標 環境教育・人材育成の推進	
	5-1 環境教育・人材育成の推進学習	
第5	環境行政の推進体制	21
	参考資料	22

第1 はじめに

1 環境白書について

南三陸町環境白書は、平成28年9月に改定された南三陸町環境基本計画に基づき、町が実施した環境の保全及び創造に関する取組状況や南三陸町の環境の現状について、町民や事業者などにお知らせするため、毎年、作成し公表するものです。

なお、令和元年版の環境白書の内容は、平成30年4月から平成31年3月の状況をまとめたものです。

南三陸町環境基本条例（平成17年南三陸町条例第118号）

（年次報告）

第9条 町長は、毎年度、環境の状況、町が実施した環境の保全及び創造に関する施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 宮城県の環境の状況について

宮城県環境基本計画では、「地球環境保全の推進」「環境への負担が少ない持続的な発展が可能な県土」「人と自然が共生できる県土の構築と次世代への継承」を基本方針として掲げ、「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」及び「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」を目指しています。さらに、復興における課題解決も踏まえ、「復興を契機とした新しい宮城の環境の創造」「豊かで健やかな環境を未来につなぐ」という2つの視点から施策を展開しています。

第2 南三陸町の概況

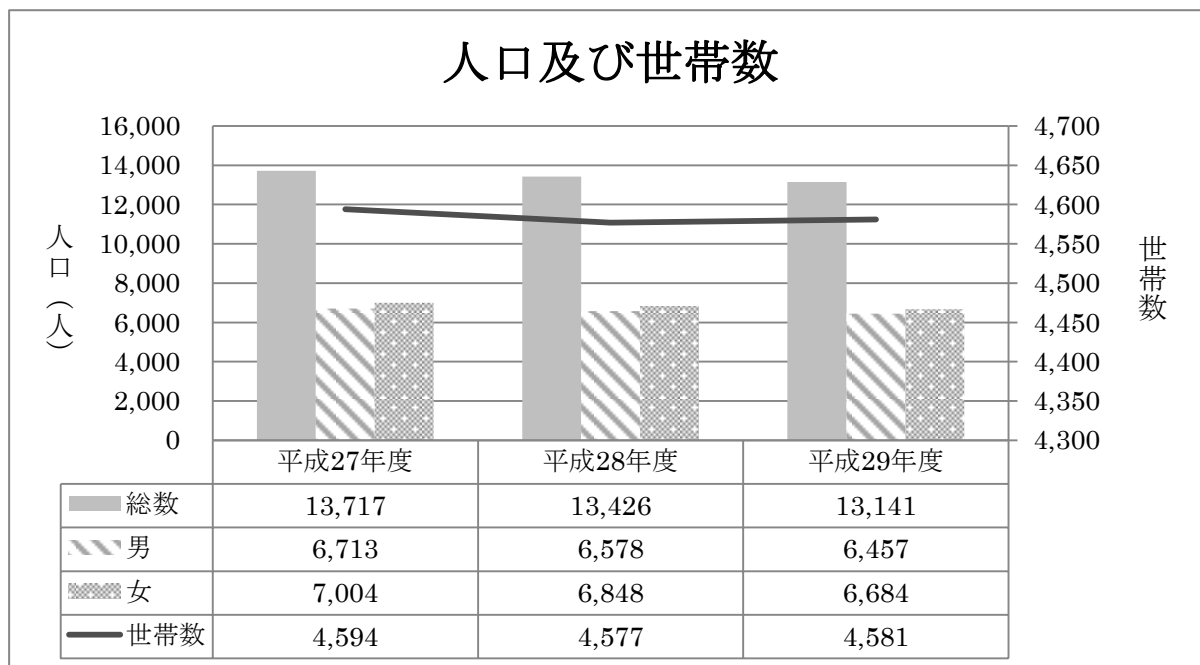
本町は、宮城県北東部に位置し、東は太平洋に面し、西は登米市、南は石巻市、北は気仙沼市にそれぞれ接しています。

面積は163.40km²、東西約18km、南北約18kmで、西・北・南西は北上山地の支脈の東南にあり、東は海に向かって開け、西側から海に向かっては、北上山地の山麓部、開析された海岸段丘を経て海岸部に至っており、海岸部は、日本有数の良好な養殖漁場となっていました。平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う津波により、甚大な被害を受けました。

しかし、震災後には復旧・復興の早期実現のため「南三陸町震災復興計画」を策定し、復興まちづくりに取り組むことで、新たな生活基盤の整備が着実に進められています。

1 人口及び世帯数（住民登録人口）

東日本大震災以降、本町における人口は微減傾向にあります。世帯数は微増する年度があるものの、減少傾向にあります。



出典：南三陸町統計書（平成30年度版）

2 気象概況

本町の気候は、太平洋沿岸に位置するため、海流の影響により夏は涼しく、冬は温暖で雪が少なく、比較的温暖な地となっています。

ただ、夏は梅雨期から盛夏期にかけてオホーツク海高気圧がもたらす「やませ」が農作物に影響をもたらすこともあります。

年	気温（℃）			降水量 （mm）	風速（m/s）			日照 時間（h）	不照 日数 （日）
	平均	最高	最低		平均	最高			
						風速	風向		
平成25年	11.2	34.4	-10.1	1,368	1.6	11.4	西北西	1,799.8	64
平成26年	11.4	36.2	-10.2	1,426	1.7	12.9	北東	2,009.8	52
平成27年	12.3	36.9	-7.1	1,356	1.6	10.5	西北西	2,033.3	56
平成28年	12.1	33.9	-6.5	1,228	1.6	10.7	北東	1,894.6	49
平成29年	11.5	34.1	-8.5	1,303	1.6	16.8	北東	1,871.6	50

出典：南三陸町統計書（平成30年度版）

3 自然環境

(1) 自然公園

三陸復興国立公園は、東日本大震災により被災した三陸地域の復興に貢献するため、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき、平成25年5月に創設された国立公園です。

自然公園の名称	地 区	特別保護地区	特別地域	普通地域	自然公園面積 (陸域のみ)
三陸復興 国立公園	指定区域	848ha	25,460ha	2,229ha	28,537ha
	南三陸町域	7ha	1,708ha	0ha	1,715ha

(2) 鳥獣保護地区

本町では、田東山をはじめ5地区が鳥獣保護区に指定されています。

名 称	設定目的	原設定年	設定期間	保護区域面積			
				国 有 地	公 有 地	私 有 地	水 面
				ha	ha	ha	ha
田 東 山	森林鳥獣	昭和49年	平成16年～平成36年		370	400	10
水戸辺在郷		昭和55年	平成22年～平成42年	894	60	736	
入 谷	希少鳥獣	昭和54年	平成21年～平成41年	347	225	938	
神 割 崎		昭和43年	平成20年～平成40年			280	540
廻 館	身近な鳥獣	昭和49年	平成16年～平成36年		5	55	

第3 南三陸町環境基本計画

平成17年10月に国内、県内の動向を踏まえながら、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「南三陸町環境基本条例」を制定し、平成22年3月には、条例の理念を具体化するため「南三陸町環境基本計画」を策定し、基本目標の達成に向けた施策を展開してきました。

しかし、平成23年3月11日、未曾有の大災害となった東日本大震災の発生により、本町を取り巻く環境は一変し、復旧・復興に向けたまちづくりを優先に取り組む必要が生じました。現在、まちづくりが創造的復興に向けた新たな段階に入り、環境政策においても、震災後の環境課題に対応した施策を推進していく必要があることから、平成28年に前計画を改定しました。本計画の推進により、未来の子どもたちのためにより良い南三陸町の環境保全、創造を目指します。

1 環境基本計画の基本的事項

(1) 計画の役割

環境基本計画は、本町の環境に係る施策を推進していく中心的な役割及び南三陸町環境基本条例（平成17年南三陸町条例第118号）第8条に基づき、「環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進」という役割を担っています。

(2) 計画期間

平成28年度から平成37年度まで

(3) 目指すべき環境像

「創ろう未来の子どもたちへの贈物」

～海・川・山・人 まちの魅力に誇りをもって子どもたちに伝え続ける南三陸町～

「創ろう未来の子どもたちへの贈物」というメインテーマの言葉には、「海や川や山等の具体的な環境が大切なのはもちろん、それらの先に次世代のためにみんなが誇れる南三陸町を創っていくこと、そしてそのようなまちを次世代の子どもたちに届ける（贈物）ことが大切だ」という想いが込められています。また、サブテーマの「海・山・川・人 まちの魅力に誇りをもって子どもたちに伝え続ける南三陸町」という言葉には、「まちの自然を守るとともに、この自然が南三陸町にしかない魅力であるということ認識し、子どもたちが南三陸町に住み続けたい、戻ってきたいと思えるまちにしたい」という想いが込められています。

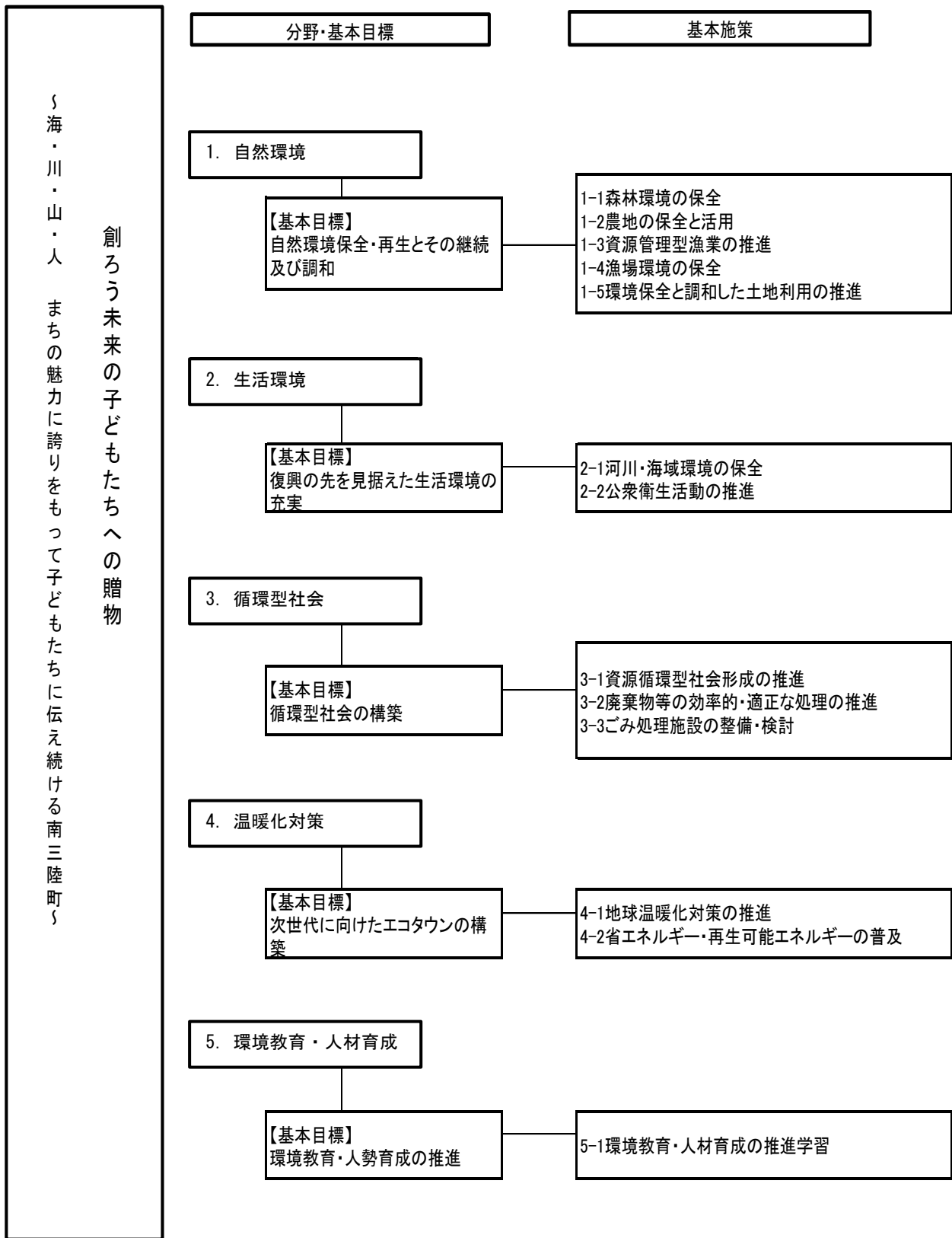
(4) 施策の基本的方向

目指すべき環境像を達成するため、環境に関する五つの分野ごとに基本目標を定めました。

1. 自然環境「自然環境保全・再生とその継続及び調和」
2. 生活環境「復興の先を見据えた生活環境の充実」
3. 循環型社会「循環型社会の構築」
4. 温暖化対策「次世代に向けたエコタウンの構築」
5. 環境教育・人材育成「環境教育・人材育成の推進」

以上を基本目標として掲げ、この基本目標を達成するために基本施策を展開します。基本施策は本町で実施する個別事業を束ねた対策の方向性を示しています。

環境像実現のための施策の展開



第 4 平成 30 年度における環境施策の展開

1. 自然環境 《基本目標》自然環境保全・再生とその継続及び調和

本町は、現在進めている大規模な復興事業に伴い、まちの状況が大きく変化しています。こうした開発は、たとえ復興事業であっても生物多様性への影響をできる限り軽減し、自然環境と調和させていくことが重要です。自然環境保全に配慮しながら復興を成し遂げるとともに、従来の豊かな自然環境を再生していく努力が求められます。以上を踏まえて、自然環境の基本目標を「自然環境保全・再生とその継続及び調和」とし、自然環境の「保全・再生」への積極的な取り組みと継続を推進します。

1-1 森林環境の保全

(1) 町有林保育事業【担当：農林水産課】

町有林は町の基本財産であるとともに、民有林経営の指標的役割や環境保全等を担っていることから、町財政の永続的な安定と森林の有する多面的機能の維持・増進を図ることを目的に森林の整備を実施しました。

作業区分	種別	事業量
造林・地拵え	普通造林	4.56 ha
下刈り	下刈1回	16.32 ha
間伐（切り捨て）		5.23 ha
間伐（搬出）		20.04 ha
更新伐		10.76 ha

(2) 南三陸材利用促進事業【担当：農林水産課】

南三陸町産材の木材を新築家屋の50%かつ5m³以上使用する建主に上限50万円の補助を行い、地元木材の普及に努めました。

年度	戸数	補助金額
平成28年度	65戸	31,148,000円
平成29年度	56戸	27,478,000円
平成30年度	13戸	6,500,000円

(3) F S C 認証事業【担当：農林水産課】

平成27年度に取得したF S C 認証の方法に沿った活動により、森林資源の付加価値を高めるとともに良好な森林経営の持続を図りました。

また、平成29年度には、公共施設として全国初となる「森林管理協議会（F S C）全体プロジェクト認証」によるF S C 認証木材を用いた役場庁舎が完成し、甚大な津波被害からの復興の象徴的な取り組みとして町内外から多くの注目を集めました。

(4) 森林経営計画推進支援事業【担当：農林水産課】

森林所有者、森林経営の受託者が持続的な森林経営のため、長期の森林経営の方針とそれを実現する森林施業の計画（5カ年）の審査・認定を行いました。平成30年現在の認定件数は7件です。

(5) 森林病虫害防除事業（宮城の松林健全化事業）【担当：農林水産課】

当町における松林は、用材林のみならず、海岸地帯において、保安林機能や自然環境の保全等の役割を果たしています。しかし、近年は、松くい虫被害は増加の一途であり、将来的に、松林機能の消失が懸念されます。このため、被害木の早期発見と駆除並びに予防措置を実施し、被害の軽減化に努めました。

害虫予防

事業種目	場 所	数 量
地上散布	戸倉字寺浜地内外	18.86ha

伐倒駆除

事業種目	場 所	数 量
伐倒（保全松林）	歌津字番所地内	405本 150m ³

(6) フォレストック認定事業【担当：農林水産課】

フォレストック認定を受けた森林は、その森が吸収する炭素ガスの吸収量を販売することが可能となります。本町では、町有林が吸収するCO₂吸収量を民間事業者等に売却し、その売却益を原資として町内の森林整備を促進しました。

(7) 林道整備事業【担当：農林水産課】

震災による破損及び老朽化した林道の修繕を適宜実施しました。

1-2 農地の保全と活用

(1) 農山漁村地域復興基盤総合整備事業【担当：農林水産課】

被災農地を対象に、農地の生産基盤整備（区画整理）等に努めました。

(2) 人・農地プラン作成事業【担当：農林水産課】

一定の集落単位で今後の営農形態について話し合いを進め、その方向性についてプランを作成しました。

(3) 耕作放棄地対策事業【担当：農林水産課】

荒廃化する可能性がある農地に対し、必要な施設の改修・改善・整備等の補助を行い、良好な耕作環境を維持することで営農継続に努めました。

(4) 農山村地域活性化推進対策事業【担当：農林水産課】

地域の置かれた諸条件に応じて創意工夫を生かした取り組みを支援することにより、農山村地域の活性化を図りました。

(5) 農地中間管理事業【担当：農林水産課】

個人が所有する農地を認定農業者や農業法人に貸し付けることで、荒廃農地の防止や農作業の効率化、農業経営の安定化を推進しました。

(6) 液肥普及活動事業【担当：農林水産課】

化成肥料の代わりに無料で配布している液肥を利用することにより、生産コストを縮減し、農家の所得向上を図りました。

平成 30 年度液肥散布量	2038, 7 t
---------------	-----------

(7) ふるさと水と土保全対策事業【担当：農林水産課】

中山間地域の農地の多面的機能の維持活動として、河川清掃や遊休農地での作物作付を実施するとともに、水源・環境保全活動として保安林の整備に取り組みました。

(8) グリーンツーリズム農業体験推進事業【担当：農林水産課】

みやぎグリーンツーリズム推進協議会に加入し、農漁家レストランや直売所の情報発信等による地域活力の増進に努めました。

1-3 資源管理型漁業の推進

(1) シロザケふ化放流事業【担当：農林水産課】

安定的かつ永続的にサケを漁獲できるよう、宮城県や志津川淡水漁業協同組合、宮城県漁業協同組合等と連携しふ化放流事業の円滑な実施に努めました。

年 度	放流数	備 考
平成 28 年度	7, 672, 000 尾	河川放流 6, 679, 000 尾、海中飼育 993, 000 尾
平成 29 年度	7, 959, 000 尾	河川放流 7, 007, 000 尾、海中飼育 952, 000 尾
平成 30 年度	5, 742, 000 尾	河川放流 5, 270, 000 尾、海中飼育 472, 000 尾

1-4 漁業環境の保全

(1) 志津川湾海藻群落再生事業【担当：農林水産課】

海藻群落形成が漁獲資源の維持につながることから、震災後に減少した海藻群落を再生するための調査を実施しました。

(2) 水産物水揚状況調査事業【担当：農林水産課】

市場における水産物の漁獲量や単価等を調査し、そこで得られた情報をもとに地

域資源の利用・活用を地域全体で創造するよう努めました。

(3) ラムサール条約湿地に登録【担当：農林水産課】

平成 30 年 10 月 18 日、歌津・志津川・戸倉の海域を含む南三陸町の海「志津川湾」が、ラムサール条約湿地として正式に登録され、日本で 52 番目のラムサール条約の湿地となります。東北地方では初の海域の条約湿地であり、海藻の森＝藻場の貴重さが認められての登録は国内で初めてとなります。

1-5 環境保全と調和した土地利用の推進

(1) 町土の保全と安全性の確保【担当：企画課】

災害に強く、将来にわたって命を守れることを大前提としつつ、豊かな自然環境の維持と賑わいや活力のあるまちづくりとの調和がとれた土地利用を推進しました。

2. 生活環境 《基本目標》復興の先を見据えた生活環境の充実

本町では、復興事業により新たに生まれる住宅地や農地、産業、商業地等が賑わいを見せたときに、新たな生活環境の問題が発生しないよう、これまでの取り組みを発展的に継続しつつ、復興後のより良い環境の創出も考えていくことが重要です。以上を踏まえて、生活環境の基本目標は「復興の先を見据えた生活環境の充実」とし、生活環境の保全だけでなく、復興の先を見据えた快適な生活環境の創出を目指します。

2-1 河川海域環境の保全

(1) 公共土木施設災害復旧事業（河川）【担当：建設課】

降雨時の通水機能の回復により、住民生活の安全と安心を確保するため、被災した河川施設の復旧を行っています。

平成 30 年度復旧工事箇所	中山川・蛇王川
----------------	---------

(2) 河川・海域の水質検査事業【担当：環境対策課】

公共用水域の水質を保全するため、河川16か所・海域7か所を、年4回定期的に水質検査を行いました。

河川：11河川（16定点）

平成30年度 河川水・海水水質調査委託業務測定結果一覧(河川水)												
平成30年度												
生活環境の保全に関する環境基準	外観	臭気	透明度	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数	全窒素	全磷	COD	
A類型(水道2級、水産1級、水浴)	—	—	—	6.5~8.5	2以下	25以下	7.5以上	1000以下	—	—	—	
B類型(水道3級、水産2級)	—	—	—	6.5~8.5	3以下	25以下	5以上	5000以下	—	—	—	
水道1級…ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの			水産1級…マナ、イワ等貧酸素性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用									
水道2級…沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの			水産2級…ワカサギ類及びワカサギ等貧酸素性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用									
水道3級…前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの			水産3級…イ、フ等、β-中酸素性水域の水産生物用									
調査地点	調査月	外観	臭気	透明度	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数	全窒素	全磷	COD
				度		mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL	mg/L	mg/L	mg/L
水戸辺川 (類型指定無・A型参照適用)	5月	無色透明	なし	50以上	7.3	0.5未満	1未満	10.0	240	0.79	0.02	0.5未満
	8月	微黄色	微土臭	50以上	7.0	0.5	4	8.0	700	0.69	0.07	0.8
	11月	無色透明	なし	50以上	7.5	0.5未満	1未満	10.0	2,200	0.60	0.01	0.9
西戸川(調れていたため変更) (類型指定無・A型参照適用)	5月	微黄色	微土臭	50以上	7.9	0.5	3	9.3	900	1.00	0.33	1.5
	8月	微黄色	微土臭	36	7.3	1.8	20	8.0	17,000	4.90	1.60	6.1
	H30.5月 折立川 (類型指定無・A型参照適用)	11月	微黄色	微土臭	50以上	7.6	1.2	3	9	5,000	1.00	1.31
保良毛川 (類型指定無・A型参照適用)	5月	無色透明	なし	50以上	7.9	0.5未満	1未満	9.9	300	1.10	0.03	1.1
	8月	微黄色	微土臭	50以上	8.0	0.5	1未満	10.0	50,000	1.10	0.05	1.5
	11月	微黄色	なし	50以上	7.5	0.6	1未満	9.9	280	1.10	0.20	1.1
水尻川(ゴム堰上流) (類型指定無・A型参照適用)	5月	微黄色	微土臭	50以上	8.7	0.5未満	1未満	12.0	350	0.71	0.11	1.3
	8月	微黄色	微土臭	50以上	9.1	0.8	2	15.0	4,000	0.49	0.03	1.6
	11月	無色透明	なし	50以上	7.6	0.5	1未満	12.0	900	0.65	0.02	0.9
水尻川(やや上流 大権寺寄り) (類型指定無・A型参照適用)	5月	無色透明	なし	50以上	8.4	0.5	1未満	10.0	140	0.36	0.02	0.9
	8月	微黄色	微海藻臭	50以上	9.1	0.9	9	12.0	400	0.70	0.07	1.3
	11月	微黄色	微土臭	20	8.4	0.8	4	12.0	350	1.30	0.09	4.2
八幡川(下流) (B類型)	5月	微黄色	なし	50以上	8.2	1.0	4	10.0	220	1.00	0.07	2.2
	8月	微黄色	なし	50以上	8.2	0.9	3	8.5	26	0.47	0.04	1.3
	11月	無色透明	なし	50以上	7.8	0.6	1	9.8	500	1.00	0.04	1.6
新井田川(下流) (類型指定無・A型参照適用)	5月	微黄色	微土臭	50以上	7.2	0.5	3	8.5	22,000	1.20	0.04	1.6
	8月	微黄色	微土臭	50以上	7.3	0.8	1未満	10.0	1,700	1.20	0.03	1.0
	H29.8月 八幡川(志中大橋付近) (B類型)	2月	無色透明	なし	50以上	7.4	0.7	1未満	8.0	900	1.40	0.03
伊里前川(下流) (類型指定無・A型参照適用)	5月	微黄色	微土臭	50以上	7.7	0.7	3	9.5	22,000	3.10	0.79	3.8
	8月	微黄色	微土臭	42	8.7	0.6	10	10.0	22,000	2.30	0.99	5.6
	H29.8月~11月休	11月	微黄色	微土臭	50以上	8.2	1.5	3	12.0	9,000	1.00	0.31
桜葉川(下流) (類型指定無・A型参照適用)	5月	微黄色	微土臭	50以上	8.6	2.5	1	11.0	11,000	3.60	0.90	4.9
	8月	微黄色	なし	50以上	8.0	0.5未満	2	9.8	900	1.30	0.06	2.0
	11月	微黄色	なし	50以上	7.7	0.5未満	1未満	8.6	3,600	1.40	0.06	1.2
大沢川 (類型指定無・A型参照適用)	5月	無色透明	なし	50以上	7.4	0.7	1	11.0	2,200	1.20	0.03	1.2
	8月	無色透明	なし	50以上	7.7	0.6	1未満	11.0	1,400	1.30	0.02	1.0
	11月	無色透明	なし	50以上	7.7	0.5	1未満	9.1	350	0.34	0.03	0.7
桜川 (類型指定無・A型参照適用)	5月	微黄色	微土臭	50以上	7.2	0.5未満	1未満	8.6	2,200	0.33	0.05	1.0
	8月	微黄色	微土臭	50以上	7.6	0.7	1未満	11.0	11,000	0.39	0.02	1.0
	11月	無色透明	なし	50以上	7.5	0.8	1未満	8.5	900	0.29	0.01	0.7
伊里前川支流(放流口上流) (類型指定無・A型参照適用)	5月	微黄色	微土臭	50以上	7.0	0.5未満	1未満	9.3	1,100	0.43	0.02	1.4
	8月	微黄色	微土臭	50以上	6.8	0.5未満	1未満	8.8	900	0.79	0.06	0.9
	11月	無色透明	なし	50以上	6.9	0.6	1未満	7.9	34	0.42	0.03	1.0
伊里前川支流(放流口下流) (類型指定無・A型参照適用)	5月	無色透明	なし	50以上	6.9	0.5未満	1未満	7.5	90	0.32	0.02	0.7
	8月	微黄色	微土臭	50以上	7.8	2.2	3	9.6	9,000	0.80	0.09	2.8
	11月	微黄色	微下水臭	50以上	8.9	1.9	3	11.0	17,000	2.20	0.38	6.3
伊里前川(放流口上流) (類型指定無・A型参照適用)	5月	微黄色	微土臭	50以上	8.1	1.2	1	11.0	11,000	1.10	0.12	3.2
	8月	微黄色	微土臭	50以上	7.9	3.2	3	10.0	11,000	3.00	0.51	5.6
	11月	微黄色	微下水臭	50以上	7.5	4.9	2	9.1	2,200	9.60	1.20	8.1
伊里前川(放流口下流) (類型指定無・A型参照適用)	5月	微黄色	微土臭	50以上	7.2	0.6	1未満	7.8	9,000	20.00	1.50	2.3
	8月	微黄色	微土臭	50以上	7.5	1.8	2	8.7	5,000	16.00	1.50	7.9
	11月	微黄色	微土臭	50以上	7.6	3.6	1	8.9	2,200	4.60	0.76	4.5
伊里前川(放流口上流 熊三付近) (類型指定無・A型参照適用)	5月	微黄色	微土臭	50以上	7.8	2.1	1未満	10.0	350	0.31	0.02	1.3
	8月	微黄色	微土臭	50以上	7.0	0.7	1未満	8.0	7,000	0.42	0.04	0.9
	11月	無色透明	なし	50以上	8.1	0.7	1未満	11.0	1,400	0.76	0.02	1.4
伊里前川(放流口下流) (類型指定無・A型参照適用)	5月	微黄色	微土臭	50以上	7.9	0.7	1未満	9.7	90	0.22	0.003	0.9
	8月	微黄色	微土臭	50以上	7.6	1.7	3	11.0	700	0.86	0.07	1.5
	11月	微黄色	微土臭	42	7.6	1.0	6	7.9	900	1.10	0.23	2.6
伊里前川(海域合流点) (類型指定無・A型参照適用)	5月	無色透明	なし	50以上	8.2	0.8	3	11.0	900	0.79	0.05	1.3
	8月	微黄色	微海藻臭	50以上	7.6	9.0	2	8.5	34	0.25	0.03	1.5
	11月	無色透明	なし	50以上	7.9	0.5未満	1未満	11.0	400	0.23	0.04	1.3
洪川 (類型指定無・A型参照適用)	5月	微黄色	微土臭	50以上	7.7	0.8	4	7.8	220	1.20	0.11	4.2
	8月	微黄色	微土臭	50以上	8.0	0.5	1	9.9	90	0.67	0.05	1.5
	11月	無色透明	なし	50以上	8.2	1	1	7.8	4	0.26	0.03	1.8
洪川 (類型指定無・A型参照適用)	5月	微黄色	微土臭	50以上	7.4	1	2	10.0	280	0.99	0.04	1.4
	8月	微黄色	微土臭	50以上	7.6	1	5	8.0	3,600	1.10	0.10	2.8
	11月	微黄色	微土臭	50以上	7.4	0.7	4	11.0	900	0.94	0.03	1.9
2月	無色透明	なし	50以上	7.5	0.7	1未満	11.0	40	1	0.03	1.8	

※網掛けは基準値超過

八幡川下流は、環境基準B類型に指定されています。その他の河川は、類型指定を受けていないため、A類型の環境基準値と比較しました。PH、生物化学的酸素要求量（BOD）と大腸菌群数においては基準値を超える箇所がみられました。

海域：7 海域 7 定点

平成30年度 河川水・海水水質調査委託業務測定結果一覧(海水)									
平成30年度									
類型別基準値		透視度	pH	COD	大腸菌群数	一般細菌	全窒素	全燐	油膜判定
		cm	-	mg/L	MPN/100mL	mg/L	mg/L	mg/L	
生活環境の保全に関する環境基準	A類型	—	7.8~8.3	2以下	1,000以下	—	—	—	—
	B類型	—	7.8~8.3	3以下	—	—	—	—	—
窒素及び燐に係る環境基準	I 類型	—	—	—	—	—	0.2以下	0.02以下	—
	II 類型	—	—	—	—	—	0.3以下	0.03以下	—
調査地点	調査月	透視度	pH	COD	大腸菌群数	一般細菌	全窒素	全燐	油膜判定
		cm	-	mg/L	MPN/100mL	mg/L	mg/L	mg/L	
長清水 (指定無・II 類型)	5月	43	8.1	2.0	40	18	0.64	0.07	なし
	8月	50以上	8.2	2.8	22	4	0.57	0.05	なし
	11月	50以上	8.2	1.1	4	8	0.62	0.04	なし
	2月	50以上	8.1	1.9	<2	24	0.22	0.05	なし
津の宮 (指定無・II 類型)	5月	50以上	8.2	2.5	22	3	0.90	0.07	なし
	8月	50以上	8.1	4.2	90	140	0.62	0.08	なし
	11月	50以上	8.2	1.5	4	20	0.69	0.02	なし
	2月	50以上	8.2	1.9	<2	5	0.22	0.04	なし
波伝谷 (A類型・II 類型)	5月	50以上	8.3	1.4	70	11	0.51	0.04	なし
	8月	50以上	8.0	3.3	70	43	0.73	0.08	なし
	11月	50以上	8.2	1.7	22	13	0.58	0.06	なし
	2月	50以上	8.1	1.6	4	3	0.18	0.021	なし
水戸辺 (A類型・II 類型)	5月	40	8.2	1.8	90	47	0.73	0.04	なし
	8月	50以上	7.9	2.3	140	20	0.57	0.05	なし
H30. 5月～ 折立(旧戸倉公民館付近) (A類型・II 類型)	11月	50以上	8.2	2.1	7	21	0.63	0.04	なし
	2月	50以上	8.2	2.1	4	5	0.25	0.04	なし
細浦 (指定無・II 類型)	5月	50以上	8.3	1.9	9	8	0.65	0.04	なし
	8月	50以上	8.0	3.1	1,100	1,100	0.78	0.08	なし
	11月	50以上	8.2	2.1	21	6	0.70	0.02	なし
	2月	50以上	8.1	1.9	<2	4	0.25	0.02	なし
田の浦 (指定無・指定無)	5月	50以上	8.2	2.1	90	62	0.74	0.03	なし
	8月	50以上	8.0	2.2	40	220	0.65	0.04	なし
	11月	50以上	8.2	1.9	40	24	0.65	0.03	なし
	2月	50以上	8.1	1.7	4	4	0.25	0.03	なし
港 (指定無・指定無)	5月	50以上	8.2	1.8	22	18	0.30	0.04	なし
	8月	50以上	8.0	2.1	90	33	0.49	0.06	なし
	11月	50以上	8.2	2.5	11	45	0.72	0.03	なし
	2月	50以上	8.1	1.4	<2	1	0.27	0.04	なし

※網掛けは基準値超過

海域A類型、窒素・燐の類型指定II類型は「長清水」「波伝谷」「細浦」、海域B類型、窒素・燐の類型指定II類型は「津の宮」「水戸辺」、その他の海域で海域A類型「田の浦」「港」となっています。化学的酸素要求量（COD）、全窒素と全燐においては環境基準を超える箇所がみられました。

(3) 循環型社会形成推進交付金事業【担当：上下水道事業所】

下水道処理区域及び漁業集落排水処理区域以外の地域で、生活雑排水による水質汚濁を防止するため浄化槽等の設置に要する経費の一部を補助しました。

生活排水処理人口

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 計画処理区域内人口	13,426 人	13,141 人	12,837 人
(1) 水洗化・生活排水処理人口	7,722 人	8,456 人	8,947 人
(i) 合併処理浄化槽	6,915 人	7,610 人	8,139 人
(ii) 下水道	668 人	718 人	684 人
(iii) 漁業集落排水処理施設	139 人	128 人	124 人
(2) 水洗化・生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	455 人	334 人	322 人
(3) 非水洗化人口	5,249 人	4,351 人	3,568 人
2 生活排水処理率	57.4 %	64.3 %	69.7 %

合併浄化槽整備状況

人槽区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
5 人槽	3 基	5 基	15 基
7 人槽	15 基	12 基	26 基
10 人槽	1 基	6 基	3 基
11 人～20 人槽	2 基	1 基	2 基
21 人～30 人槽	2 基	2 基	0 基
31 人～50 人槽	0 基	1 基	1 基
51 人槽～	1 基	2 基	0 基
合計	24 基	29 基	47 基

(4) 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業【担当：上下水道事業所】

東日本大震災により、住宅等が全半壊の被害を受け、新たに町内に住宅等を建築又は改築し、低炭素社会対応型浄化槽等（環境・資源に配慮した省エネ型浄化槽）の設置に要する経費の一部を補助しました。

低炭素社会対応型浄化槽導入状況

人槽区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
5 人槽	102 基	76 基	8 基
6～7 人槽	144 基	98 基	19 基
8～10 人槽	7 基	9 基	1 基
11～20 人槽	0 基	4 基	2 基
21 人槽～	1 基	0 基	0 基
計	254 基	187 基	30 基

- (5) 下水道処理区域内住宅等の高台移転に係る補助事業【担当：上下水道事業所】
東日本大震災以前に下水道処理区域内に居住し、被災により高台に住宅を建築する方に、浄化槽の設置に要する経費の一部を補助しました。

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件 数	37 件	54 件	9 件

2-2 公衆衛生活動の推進

- (1) 環境美化活動の推進【担当：環境対策課】

各地域での植栽事業や公衆衛生組合連合会活動の支援等を行い、環境美化を推進し、不法投棄等がない町を目指しました。

年 度	参加団体	植栽本数	金 額
平成 28 年度	4 団体	6,780 本	336,830 円
平成 29 年度	4 団体	6,950 本	345,276 円
平成 30 年度	4 団体	7,860 本	424,440 円

- (2) 生活環境における公害対策【担当：環境対策課】

住民からの公害に関する苦情に対し、現場確認や当該者への注意喚起を行いました。

公害防止条例の規定による特定施設の設置に係る届出を受理しました。

平成 30 年度届出件数

騒音等に係る特定施設の設置
3 件

3. 循環型社会 《基本目標》循環型社会の構築

本町では、従来からごみの排出量低減に向けた取り組みを行ってきました。現在、より積極的な取り組みとして、生ごみ等によるバイオガスエネルギーや木材等再生可能なバイオマス資源を活用し、バイオマス産業都市として環境にやさしいまちづくりを目指しています。この実現のため、循環型社会の基本目標を「循環型社会の構築」とし、バイオマス産業都市の取り組みをさらに多角的に展開します。

3-1 循環型社会形成の推進

(1) 生ごみ及び余剰汚泥肥料化事業【担当：環境対策課】

循環型社会の実現のため、生ごみと余剰汚泥からバイオガスと液肥を生成し、町内農家で循環しました。

(2) 資源循環型社会形成事業【担当：環境対策課】

町民、事業者等に資源循環型社会形成の重要性を理解していただけるよう、町の広報誌を利用し定期的にPR活動を行いました。また、環境学習等における廃棄物処理施設見学の受け入れを行いました。

3-2 廃棄物等の効率的・適正な処理の推進

(1) 計画的なし尿収集業務の推進【担当：環境対策課】

排出されるし尿の収集が遅滞なくできるよう、計画的な収集業務を推進しました。

し尿及び浄化槽汚泥量の処理状況

年 度	し 尿	浄化槽汚泥	合 計
平成 28 年度	4,265kl	5,271kl	9,536kl
平成 29 年度	4,062kl	6,398kl	10,457kl
平成 30 年度	3,725kl	7,376kl	11,101kl

処理方法

区分	収集方法	収集回数	収集方法	
			個別収集	バキュームによる汲み取り
し尿	随時	—	個別収集	バキュームによる汲み取り
浄化槽汚泥	清掃時	随時	個別収集	バキュームによる汲み取り

(2) 衛生組合長等との連携強化【担当：環境対策課】

ごみの資源化を推進するために、各地区の衛生組合長と連携し、ごみ集積所の設置に関する補助金の交付を行いました。

(3) 3Rの推進【担当：環境対策課】

ごみの減量化、資源化等を推進していくために、地域及び事業者と連携したごみ分別の徹底に努めました。

(4) ごみ収集運搬等事業【担当：環境対策課】

衛生的な生活環境保持のため、適正な廃棄物の処理に努めました。

ごみの排出量

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
南三陸町	4,551t	4,608t	4,395
宮城県	837,000t	841,000t	—
全国	43,170,000t	4,289,000t	—

1人1日当たりのごみの排出量

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
南三陸町	919g	952g	920g
宮城県	988g	996g	—
全国	925g	920g	—

※各年9月末現在の人口により算出

リサイクル率

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
南三陸町	22.2%	23.7%	28.0%
宮城県	25.5%	26.0%	—
全国	20.3%	20.2%	—

生ごみ処理状況

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
生ごみ	269 t	296 t	314 t
投入余剰汚泥	2,129 t	1,448 t	1,451 t
計	2,398 t	1,744 t	1,765 t

リサイクルの状況

区分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	搬出量 (kg)	金額 (円)	搬出量 (kg)	金額 (円)	搬出量 (kg)	金額 (円)
白カレット	32,760	—	34,880	—	29,200	1,366
茶カレット	68,180	—	62,990	—	61,960	6,053
その他の色	39,210	—	31,570	—	35,280	
ペットボトル	46,870	1,056,434	45,780	1,718,575	46,610	1,799,805
プラボトル	630	—	1,013	—	1,010	
ト レ イ	270	—	310	—	290	
新 聞 紙	74,730	1,170,273	76,430	1,463,859	70,520	1,144,498
雑 誌	73,990	966,901	68,900	1,027,620	67,990	732,067
ダンボール	125,460	1,761,458	128,430	2,244,996	122,545	2,099,941
裁 断 紙	17,090	129,200	15,370	172,109	13,735	39,231
厚 紙	0	—	0	—		
ざつがみ	0	—	0	—	1,685	8,240
牛乳パック	600	4,536	830	7,171	679	5,689
古布・衣類	21,660	163,750	13,315	57,521	12,820	13,846
ア ル ミ	34,699	4,047,287	40,884	5,768,837	28,679	3,871,661
スチール	39,180	719,345	18,030	525,755	36,280	1,253,837
生 き ビ ン	19,179	127,442	9,920	47,286	11,493	55,769
蛍 光 管 乾 電 池	4,349	—	4,120	—	9,190	
粗大ごみ	20,440	176,601	27,570	476,409	15,350	82,890
残 渣	36,470	—	37,570	—	8,660	
処理規格外	39,430	—	36,965	—	37,100	
木材チップ	44,765	—	140,580	—	284,350	
生 ご み	269,000	—	295,748	—	314,080	
資源化合計	1,008,962	10,323,227	1,091,205	13,510,138	1,209,506	11,114,893

3-3 ごみ処理施設の整備検討

(1) 廃棄物処理施設解体及び整備【担当：環境対策課】

クリーンセンター旧ごみ処理施設の一部（ごみ中継施設、不燃物処理施設）及びストックヤード等、今後の施設全体の再整備及びクリーンセンター旧ごみ処理施設の解体に係る基本構想策定業務を委託実施しました。

(2) 最終処分方法の検討【担当：環境対策課】

町外に処分を委託している焼却灰やりサイクルできる資源ごみの最終処分について検討しました。

4. 温暖化対策 《基本目標》次世代に向けたエコタウンの構築

地球温暖化は時間を経て顕在化してくる問題であり、その影響は子どもたちなどの次世代の人々に及びます。CO₂は化石燃料を燃やすことで発生するため、本町においても化石燃料に代わるエネルギーへの転換を推進していく必要があります。

その一環として、復興計画の中で「エコタウンへの挑戦」を掲げ、再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みを推進しています。本計画においては、温暖化対策の基本目標を「次世代に向けたエコタウンの構築」とし、様々な再生可能エネルギーの導入可能性を調査し、公共施設等への再生可能エネルギーの導入を順次進めます。

4-1 地球温暖化対策の推進

(1) 省エネルギー対策推進事業【担当：環境対策課】

二酸化炭素排出量の削減を行う目的で、老朽化した歌津中学校の防犯灯4基を撤去し、新たにLED照明による防犯灯3基を設置しました。これにより、温室効果ガスと消費電力量が削減されました。

二酸化炭素の削減効果	823 kg-CO ₂ /年
消費電力削減効果	1,462kwh/年

4-2 省エネルギー・再生可能エネルギーの普及

(1) 住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業【担当：環境対策課】

地球温暖化防止と自然エネルギー活用等の推進のため、「住宅用太陽光発電システム」を設置する費用の一部に対し補助金を交付しました。

年 度	既存住宅支援件数	既存住宅補助額	住宅再建支援件数	住宅再建補助額
平成 28 年度	11 件	1,202,000 円	73 件	8,460,000 円
平成 29 年度	8 件	936,000 円	37 件	4,303,000 円
平成 30 年度	4 件	480,000 円	14 件	1,595,000 円

(2) 木質バイオマス利活用推進事業【担当：農林水産課】

森林の正常な保育管理及びこれまで林地に切捨て状態であった木材等の有効活用を「木質バイオマスエネルギー利活用推進協議会」にて検討しました。また、ペレットストーブの利用促進を図るため補助金を交付しました。

年 度	申請台数	補 助 額
平成 28 年度	7 基	1,683,280 円
平成 29 年度	7 基	1,734,000 円
平成 30 年度	2 基	492,680 円

5. 環境教育・人材育成 《基本目標》環境教育・人材育成の推進

本町では、従来から様々な学習会や体験活動を推進し、豊かな自然環境を継承する取り組みを行ってまいりました。しかし、東日本大震災により環境活動の拠点となっていた自然環境活用センターが失われてしまいました。本計画では、環境教育・人材育成の基本目標を「環境教育・人材育成の推進」とし、今後復旧する自然環境活用センターを中心に、目指すべき環境像で掲げられた「子どもたちに伝え続ける」という言葉に沿いながら、かつて行われていた環境学習プログラムの復活を目指すのではなく、広く次世代の環境保全の担い手の育成を目指します。

5-1 環境教育・人材育成の推進学習

(1) 豊かな体験活動推進事業【担当：生涯学習課】

自然の中での農林漁業体験等を通して、児童の豊かな人間性や社会性等の育成を図るとともに、ふるさとへの理解を深め、ふるさとを愛し支えるという気持ちを育むため、町内小学校 6 年生を対象にふるさと学習会を行いました。

年 度	活動回数	参加者数
平成 28 年度	2 回（春・秋各 1 回）	延べ 247 人
平成 29 年度	2 回（春・秋各 1 回）	延べ 237 人
平成 30 年度	2 回（春・秋各 1 回）	延べ 239 人

(2) フィールドミュージアム運営協議会事業【担当：商工観光課】

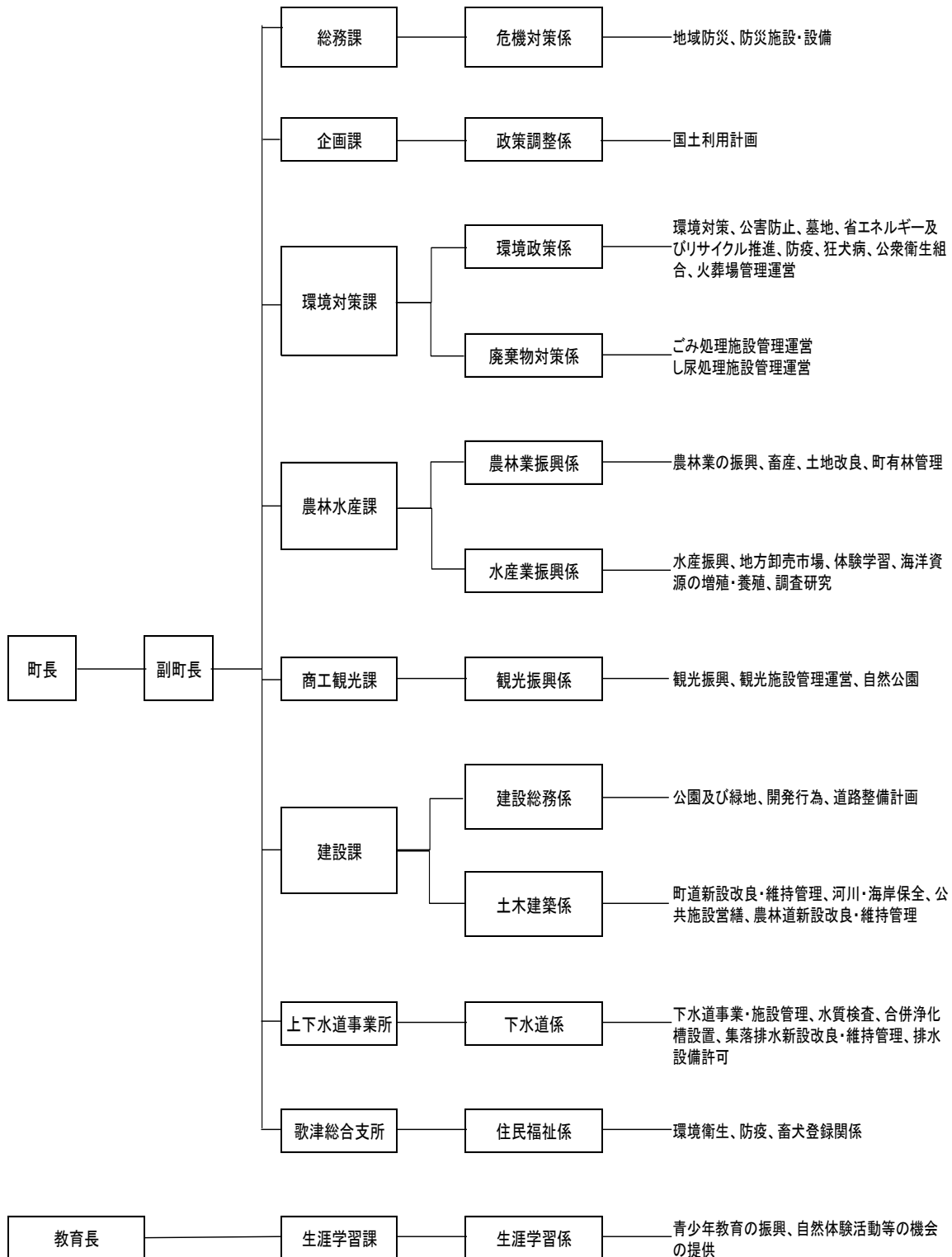
平成 27 年 3 月 31 日に三陸復興国立公園が設定されたことから、自然体験活動を通して、エコツーリズム及び環境教育を石巻市と面的・複合的に推進するため、フィールドミュージアム運営協議会において環境省等と連携し、地域住民や利用者のニーズに沿った柔軟な事業を行うとともに地域の活性化に努めました。

(3) エコカレッジ事業【担当：農林水産課】

地域資源の調査・研究を行うとともに、環境学習に関するプログラムの提供による人材育成・情報発信等を行いました。

平成 30 年度実施	地域資源調査・研究（海藻群落、藻場）各学校での環境教育、ラムサールシンポジウム
------------	---

第5 環境行政の推進体制



参 考 資 料

第 1 宮城県内における環境保全に関する取り組み状況

○環境関係条例の制定

環境基本条例は、公害の防止や自然環境の保全分野だけを対象とするのではなく、良好な環境保全や創造に関する施策等について基本的な姿勢を示すものです。県内では、平成 30 年度現在、13 市 7 町において制定されています。

市町村名	条例の名称	施行年月日
南三陸町	南三陸町環境基本条例	平成 17 年 10 月 1 日

○地域環境計画の策定

南三陸町の環境保全に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るため、地域の環境計画として環境基本計画を策定しました。県内では、平成 30 年度現在で、13 市 8 町において基本計画が策定されています。

市町村名	計画の名称	改定年月日
南三陸町	南三陸町環境基本計画	平成 28 年 9 月 30 日

○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条に基づき、都道府県及び市町村は自らの事務及び事業に伴う温室効果ガス排出抑制を行う目的で実行計画の策定が求められます。平成 30 年度現在で 13 市 12 町 1 村において策定されています。

市町村名	計画の名称	策定年月日	適用年月日
南三陸町	南三陸町地球温暖化対策実行計画	平成 21 年 3 月 30 日	平成 21 年 4 月 1 日

○環境マネジメントシステムの構築

国際標準化機構が定めた環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証を取得し、あるいはそれまでの ISO14001 第三者認証のもとでの実績を生かし、第三者認証によらず自己宣言や自主規格の運営により市町村が自ら事務事業における環境負荷の低減と環境保全・創造のための施策が積極的に取り組まれています。

平成 30 年度現在で、4 市 1 町において構築されています。

第2 自然環境保全及び創造に向けた取り組み状況

1 樹木の植栽、花壇づくり

名称	概要
花の植栽管理	ボランティア活動団体が実施する花の植栽に対し、花の苗を無償で提供する。

2 保存樹・保存樹木の指定に関する制度

名称	概要
正鶴の森条例	豊かな緑を町民の財産として保存し、緑の大切さを広く提唱するとともに、自然環境を将来に継承するため「不伐の森」「二世紀の森」「一世紀の森」等を設定し保存する。

3 各家庭の環境負荷の低減に向けた活動への支援制度

名称	概要
住宅太陽光発電システム普及促進補助	既存住宅及び新築の住宅で太陽光発電システムを導入した方に対し、1kwあたり3万円(最大4kw12万円まで)の補助金を交付する。
浄化槽設置事業補助	生活雑排水による公共用水質の水質汚濁を防止するため、浄化槽等の設置に要する経費を予算の範囲内において補助金を交付する。

4 地域ぐるみで環境負荷低減に向けた活動への支援制度

名称	概要
ごみ集積施設設置補助	快適で良好な生活環境の形成、地域の活性化を図るため、ごみ集積所を設置した地区に対し補助金を交付する。

5 環境美化の取り組み

名称	概要
南三陸町公衆衛生組合連合会による清掃活動	年に2回清掃活動を行い、環境美化と不法投棄などのごみの回収を実施する。

6 環境保全に関するイベント等の開催状況

名称	内容
町民環境週間展 (6/1~6/7)	生物多様性普及・啓発パネルの展示
道路ふれあい月間 (8/1~8/31)	道路清掃活動 (路肩の除草・側溝清掃・空き缶等の収集・その他)

7 環境保全に関する冊子等の作成状況

名称	種類	発行頻度	発行年月日
保存版「家庭ごみの分け方・出し方・減らし方」	冊子	必要に応じて	平成31年3月
資源物・燃やせないごみ収集カレンダー	パンフレット	年に1回	3月

第3 農業用水基準及び水産用水基準

1 農業（水稲）用水基準

農業用水の汚濁による農業被害に対処するため、農林水産省では、汚濁物質別について「水稲」に被害を与えない限界濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて、「農業（水稲）用水基準」を決定しました。

項目		農業用水基準 (農林水産技術会議 昭和46年10月4日)
PH(水素イオン濃度)		6.0~7.5
COD(化学的酸素要求量)		6mg/l 以下
SS(浮遊物質)		100mg/l 以下
T-N(全窒素濃度)		1mg/l 以下
EC(電気伝導度)		0.3mS/cm 以下
重金属	As(ヒ素)	0.05mg/l 以下
	Zn(亜鉛)	0.5mg/l 以下
	Cu(銅)	0.02mg/l 以下

2 水産用水基準（2005年設定）

水域に存在する物質が自然条件の限度を越え、あるいは自然界に存在しない物質が蓄積されていくような場合には、水域の正常な生産が阻害され、水産業に被害が発生するおそれがあります。このため、水生生物の水質を損なわないための環境の水質基準をつくる必要があります。水産用水基準は、水生生物の生息環境として維持することが望ましい基準として設定されたものです。

法的な基準ではありませんが、水産用水基準（社団法人 日本水産資源保護協会）は、水生生物保護のための水質基準といえます。2012年版の概要は以下のとおりです。

項目	河川		湖沼		海域	
	自然繁殖の条件	生育の条件	自然繁殖の条件	生育の条件	一般海域	ノリ養殖場・閉鎖性内湾の沿湾域
BOD	3mg/l 以下 (2mg/l 以下)	5mg/l 以下 (3mg/l 以下)	—		—	
COD	—		4mg/l 以下 (2mg/l 以下)	5mg/l 以下 (3mg/l 以下)	1mg/l 以下	2mg/l 以下
	—		0.1 mg/l 以下 (コイ・フナ) 0.05 mg/l 以下 (ワカサギ) 0.01 mg/l 以下 (サケ科・アユ)		環境基準における 水産1種 0.03 mg/l 以下 水産2種 0.035mg/l 以下 水産3種 0.09 mg/l 以下	

無機態磷	—	—	ノリ養殖場に最低限必要な栄養塩濃度 水産1種 0.07~0.1 mg/l	
全窒素	—	1.0 mg/l 以下 (コイ・フナ) 0.6 mg/l 以下 (ワカサギ) 0.2mg/l 以下 (サケ科・アユ)	環境基準における 水産1種 0.3 mg/l 以下 水産2種 0.6mg/l 以下 水産3種 1.0 mg/l 以下	
無機態窒素	—	—	ノリ養殖場に最低限必要な栄養塩濃度 水産1種 0.07~0.1 mg/l	
DO	6mg/l 以上 (7mg/l 以上)		6 mg/l 以上 内湾漁場の夏季底層 4.3 mg/l (3 mg/l)	
PH	6.7~7.5 (生息する生物に悪影響を及ぼすほど PH の急激な変化がないこと)		7.8~8.4 (生息する生物に悪影響を及ぼすほど PH の急激な変化がないこと)	
SS	25mg/l 以下 (人為的に加えられる懸濁物質は 5mg/l 以下)。忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと。日光の通過を妨げ、水生生物の繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。	サケ・マス アユ 1.4mg/l 以下 (透明度 4.5m 以上)	温水性魚類 3.0mg/l 以下 (透明度 1m 以上)	人為的に加えられる懸濁物質は 2 mg/l 以下。海藻類の繁殖に適した水深において、必要な照度が保持され、その繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。 忌避行動の原因とならないこと。			
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと			
大腸菌群数	1000MPN/100ml (食用のカキ飼育 70MPN/100ml) 以下であること			
油分	水中には油分が検出されないこと。水面には油膜が認められないこと。			
有害物質	農薬、重金属、シアン、化学物質などが、有害な程度に含まれないこと			
底質	有機物などによる汚泥床、ミズワタ等の発生を起こさないこと		COD _{OH} 20mg/l 乾泥以下 硫化物 0.2 mg/l 乾泥以下 n-ヘキサン抽出物 0.1% 以下	
	微細な懸濁物が岩面、礫または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 溶出試験(環告 14 号)により得られた検液の有害物質が水産用水基準の基準値の 10 倍を下回ること。 ダイオキシン類の濃度は 150pgTEQ/g を下回ること。			

南三陸町ポイ捨て禁止計画

【 計画の概要 】

1 目的

近年、自動販売機や使い捨て容器の普及などにより、町の中のいたるところに空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨てされたごみが散乱しています。

散乱したごみは、景観や生活環境を損ね、住民や来町した方で不快に感じている人も少なくありません。

本町では、「南三陸町ポイ捨て禁止及び環境美化を推進する条例」を制定し、以下の目的を掲げ、町民・事業者・行政が相互に連携し、ポイ捨てのないきれいなまちづくりのため本計画を推進します。

(目的)

第1条 この条例は、町、町民等、事業者及び占有者等が一体となって空き缶等のポイ捨てを禁止し、美化活動の推進に努めることにより、清潔で美しいまちづくりを目指し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

2 位置付け

本計画は「南三陸町ポイ捨て禁止及び環境美化を推進する条例」（以下「条例」という。）に掲げる目的を実現するため、条例第8条に規定する「ポイ捨て禁止計画」とします。

(ポイ捨て禁止計画)

第8条 町長は、第3条の施策を推進するための計画（以下「ポイ捨て禁止計画」）を策定するものとする。

- (1) ポイ捨て禁止に関する町民等、事業者及び占有者等の啓発並びに意識の高揚に関する事項
- (2) ポイ捨て禁止のための自主的奉仕活動団体の育成及び助長に関する事項
- (3) ポイ捨て禁止のための組織体制の整備に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ポイ捨て禁止に関し必要な事項

3 計画の期間

この計画の期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

4 ポイ捨て禁止計画

ポイ捨てされるごみ等のないきれいな南三陸町をつくるためには、町民・事業者・行政がそれぞれの役割分担を明確化して、きれいなまちづくりを推進することが必要です。

(1) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、道路敷や観光地等の公共用スペース、事故の管理する土地及び事業者の管理スペースとします。対象とするごみは、缶やビンの飲料等の容器をはじめ、吸い殻等のポイ捨てされるごみ全般とします。

(2) 役割分担

町・町民・事業者・占有者はそれぞれの責務を認識し、ポイ捨てのないきれいなまちづくりを目指すものとします。

条例で定めるそれぞれの責務は、次のとおりです。

(町の責務)

第 3 条 町は、ポイ捨ての禁止及び環境美化活動の推進に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 町は、ポイ捨ての禁止及び美化活動の推進に関し、町民等、事業者及び占有者の意識の啓発を図るとともに、環境美化に関する活動を推進されるよう努めなければならない。

(町民の責務)

第 4 条 町民等は、陸上、海上を問わず屋外で自ら生じさせた空き缶などを持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

2 町内に居住する者は、その居住する地域において連携して美化意識を醸成し、清掃活動の推進に努めなければならない。

3 町民等は、町が行う施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、陸上、海上問わずポイ捨てを禁止するため、その従業員に対する意識の啓発を図るとともに、事業所の周辺その他事業活動を行う地域における環境清掃活動の推進に努めなければならない。

2 事業者は、ポイ捨ての禁止について、消費者の意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

3 自動販売機により、飲料等を販売する者は、空き缶等の回収容器を設置するとともに資源化について必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、第 1 条の目的を達成するため町が実施する施策に協力しなければならない。

(占有者の責務)

第 6 条 占有者等は、管理する土地又は建物における空き缶等のポイ捨てを禁止するため、土地の利用者の意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 占有者等は、第 1 条の目的を達成するため町が実施する施策に協力しなければならない。

(3) 行動計画

町は、ポイ捨ての禁止計画を策定し、町民・事業者・占有者に意識の啓発を図るとともに町民・事業者・占有者と連携しポイ捨てのないきれいなまちづくりを目指すものとします。

住民は、自ら排出したごみを持ち帰る等、自己の排出ごみに責任を持つとともに、地域の清掃活動に積極的に参加するものとします。

また、散乱したごみを見つけた場合は清掃を行う等、環境美化活動を積極的に行うものとします。

事業者は、自己の管理する敷地内に散乱したごみを事業者の責任で適切に処理を行うとともに、敷地内にごみ箱を設置する等ごみが散乱しないように措置するものとします。

また、自動販売機を設置している事業者は、回収容器を設置するとともに、周辺の美化活動を積極的に行うものとします。

土地の占有者は、自己の責任においてその土地で発生したごみを適切に処理するとともに、ポイ捨てされにくい環境を構築するものとします。

【 町が行っている施策 】

1 ポイ捨て禁止に関する町民等、事業者及び占有者等の啓発並びに意識の高揚に関する事項

- (1) 行政区、各衛生組合、事業者、各種団体等の要望に応じた啓発活動
- (2) 不法投棄禁止用の看板を設置し、ポイ捨ての禁止の呼びかけ
- (3) 南三陸広報や南三陸町ホームページに不法投棄の禁止についての掲載
- (4) 不法投棄のパトロールを行うとともに、回収ボックスが設置されていない自動販売機を発見した時は、当該自動販売機の設置者に対し回収ボックスの設置を指導

2 ポイ捨て禁止のための自主的奉仕活動の育成及び助長に関する事項

- (1) 地区衛生組合の育成と助長及び自主的奉仕活動の促進
- (2) さわやか南三陸サポートプログラム（アダプトプログラム）の登録者への清掃用品の提供

さわやかサポートプログラム

町民や事業所などが、海浜や公園などの公共施設の一定区域を自分達の養子に見立て（アダプト）、愛情をこめて面倒を見る「里親」となって、定期的かつ継続的にボランティアによる清掃美化活動を行い、町がその活動を支援することにより、ポイ捨てのないきれいでさわやかな南三陸町を創造しようとするまちづくり事業

- (3) 自主的奉仕活動を行う団体等が回収したごみ処理料金の減免措置を設ける等の財政的援助

3 ポイ捨て禁止のための組織体制の整備に関する事項

- (1) 南三陸警察署、気仙沼保健所等との連携
- (2) 衛生組合長を通じ、地域主体による不法投棄されにくい環境づくりができる体制を構築

令和元年版
南三陸町環境白書

令和元年7月

編集・発行 南三陸町環境対策課
電 話 0226-46-5528